



愛媛県報

発行 愛媛県

平成27年4月28日火曜日 第2667号

◇ 目 次 ◇

県税の収納事務の委託.....	(税務課) ...	483
保安林の指定.....	(森林整備課) ...	483
漁業の許可又は起業の認可の申請期間.....	(水産課) ...	483
土地改良区役員の就退任の届出(6件).....	(中予地方局農村整備第一課) ...	483
開発行為に関する工事の完了.....	(中予地方局建築指導課) ...	486
土地改良区の定款変更の認可.....	(南予地方局農村整備課) ...	486
道路の区域変更(一般国道380号).....	(南予地方局大洲土木事務所) ...	486

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告.....	(男女参画・県民協働課) ...	486
-------------------------------	------------------	-----

人事委員会規則

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則.....	(人事委員会事務局) ...	486
-------------------------------	----------------	-----

人事委員会告示

平成27年職種別民間給与実態調査の実施.....	(人事委員会事務局) ...	487
--------------------------	----------------	-----

告 示

○愛媛県告示第550号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条の2第1項の規定により、県税の収納の事務を次のとおり委託した。

平成27年4月28日

愛媛県知事 中村時広

受 託 者		委託した事務の範囲及び内容	委 託 期 間
名 称	主たる事務所の所在地		
新居浜市	新居浜市一宮町一丁目5番1号	受託者の本庁舎、川東支所及び上部支所における自動車税(平成27年度定時課税分に限る。)の収納の事務	平成27年4月1日から同年6月30日まで(納税の受付は、同年5月11日から同年6月10日まで)

○愛媛県告示第551号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成27年4月28日

愛媛県知事 中村時広

- 1 保安林の所在場所
東温市滑川字下中屋甲1462、字堂ノ谷戊272
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び東温市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第552号

愛媛県漁業調整規則(昭和43年愛媛県規則第22号)第8条第2項(同規則第21条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、宇和海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成27年4月28日

愛媛県知事 中村時広

許可又は起業の認可を申請すべき期間
平成27年4月28日から5月11日まで

○愛媛県告示第553号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、松山市南吉田町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成27年 4月28日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	神 野 吾	松山市南吉田町1515番地
"	川 崎 俊 一	松山市南吉田町1502番地
"	藤 内 栄	松山市南吉田町1056番地
"	堀 岡 公 男	松山市南吉田町2801番地
"	山 崎 保	松山市南吉田町1121番地
"	高 橋 寛	松山市南吉田町1776番地
"	関 谷 清	松山市南吉田町1052番地
"	新 田 雅 俊	松山市南吉田町1295番地
"	鷓 籠 洋	松山市南吉田町910番地
"	関 谷 重 男	松山市南吉田町919番地
"	安 高 明 人	松山市南吉田町1086番地
"	高須賀 宏 一	松山市南吉田町338番地 2
"	木 村 辰 夫	松山市南吉田町1796番地 3
監 事	新 田 時 宣	松山市南吉田町1098番地
"	土 屋 博 文	松山市南吉田町1050番地
"	村 上 壽	松山市南吉田町1801番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	川 崎 俊 一	松山市南吉田町1502番地
"	神 野 吾	松山市南吉田町1515番地
"	藤 内 栄	松山市南吉田町1056番地
"	堀 岡 公 男	松山市南吉田町2801番地
"	山 崎 保	松山市南吉田町1121番地
"	高 橋 寛	松山市南吉田町1776番地
"	関 谷 清	松山市南吉田町1052番地
"	伊 豫 田 彪	松山市南吉田町1105番地
"	鷓 籠 洋	松山市南吉田町910番地
"	関 谷 重 男	松山市南吉田町919番地
"	和 田 康 次 郎	松山市南吉田町1305番地 1
"	高須賀 宏 一	松山市南吉田町338番地 2
"	木 村 辰 夫	松山市南吉田町1796番地 3
監 事	新 田 時 宣	松山市南吉田町1098番地
"	土 屋 博 文	松山市南吉田町1050番地
"	村 上 壽	松山市南吉田町1801番地

○愛媛県告示第554号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市東長戸土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成27年 4月28日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	安 田 淪	松山市東長戸三丁目 3 番 7 号
"	岡 本 昌 人	松山市東長戸二丁目 9 番36号

"	門 屋 正 寛	松山市東長戸三丁目 1 番 5 号
"	高 松 宏	松山市東長戸三丁目 9 番21号
"	高 松 康 夫	松山市東長戸三丁目 7 番37号
"	高 松 寿 幸	松山市東長戸三丁目11番46号
"	安 田 裕 喜	松山市東長戸三丁目 2 番 5 号
監 事	浅 岡 環	松山市東長戸一丁目 2 番17号
"	仲 田 理 男	松山市東長戸三丁目 3 番 8 号
"	永 田 時 雄	松山市東長戸二丁目11番23号

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	安 田 淪	松山市東長戸三丁目 3 番 7 号
"	岡 本 昌 人	松山市東長戸二丁目 9 番36号
"	門 屋 正 寛	松山市東長戸三丁目 1 番 5 号
"	門 屋 章 範	松山市東長戸三丁目10番32号
"	高 松 康 夫	松山市東長戸三丁目 7 番37号
"	高 松 寿 幸	松山市東長戸三丁目11番46号
"	安 田 裕 喜	松山市東長戸三丁目 2 番 5 号
監 事	浅 岡 環	松山市東長戸一丁目 2 番17号
"	仲 田 理 男	松山市東長戸三丁目 3 番 8 号
"	高 松 宏	松山市東長戸三丁目 9 番21号

○愛媛県告示第555号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市居相土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成27年 4月28日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	洲之内 貞 治	松山市居相一丁目 3 番10号
"	有 光 逸 武	松山市居相五丁目 7 番 7 号
"	今 村 敬 三	松山市居相四丁目21番12号
"	今 村 省 三	松山市居相三丁目 8 番 1 号
"	今 村 孝	松山市居相五丁目 2 番 4 号
監 事	堀 川 満 幸	松山市居相五丁目 5 番15号
"	永 木 圭 三	松山市居相一丁目10番 5 号

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	洲之内 貞 治	松山市居相一丁目 3 番10号
"	今 村 省 三	松山市居相三丁目 8 番 1 号
"	今 村 旭	松山市居相五丁目 8 番 5 号
"	有 光 逸 武	松山市居相五丁目 7 番 7 号
"	今 村 敬 三	松山市居相四丁目21番12号
"	今 村 孝	松山市居相五丁目 2 番 4 号
"	清 水 良 三	松山市居相二丁目 5 番32号
監 事	堀 川 満 幸	松山市居相五丁目 5 番15号
"	永 木 圭 三	松山市居相一丁目10番 5 号

○愛媛県告示第556号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市和泉土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成27年 4月28日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	堀 内 健 志	松山市和泉北三丁目 5 番10号
"	堀 内 影 久	松山市和泉北三丁目 7 番14号
"	堀 内 謙 一	松山市和泉北三丁目 8 番 5 号
"	堀 内 悦 夫	松山市和泉北三丁目20番25号
"	大 野 陽 一	松山市和泉北三丁目 3 番13号
"	大 野 幸 良	松山市和泉北三丁目 6 番12号
"	徳 永 哲 哲	松山市和泉北三丁目 3 番22号
監 事	大 野 耕 三	松山市和泉北三丁目 3 番12号
"	飯 泉 善 明	松山市和泉北三丁目13番32号

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	徳 永 哲 哲	松山市和泉北三丁目 3 番22号
"	堀 内 悦 夫	松山市和泉北三丁目20番25号
"	大 野 幸 良	松山市和泉北三丁目 6 番12号
"	大 野 陽 一	松山市和泉北三丁目 3 番13号
"	堀 内 謙 一	松山市和泉北三丁目 8 番 5 号
"	堀 内 健 志	松山市和泉北三丁目 5 番10号
"	飯 泉 善 明	松山市和泉北三丁目13番32号
監 事	堀 内 影 久	松山市和泉北三丁目 7 番14号
"	大 野 耕 三	松山市和泉北三丁目 3 番12号

○愛媛県告示第557号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市斎院樋川土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成27年 4月28日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	関 谷 省 三	松山市南吉田町908番地
"	横 田 祐 享	松山市山西町540番地
"	烏 谷 育 宏	松山市北斎院町708番地 1
"	清 水 俊 弘	松山市高岡町605番地
"	川 崎 俊 一	松山市南吉田町1502番地
"	宮 崎 常 喜	松山市南斎院町1202番地
"	一 色 通	松山市南斎院町1278番地
"	森 山 邦 雄	松山市別府町458番地 9
"	橋 本 正	松山市別府町312番地 1
"	松 友 昭 繁	松山市生石町416番地
"	菅 敏 雄	松山市南江戸二丁目 7 番33号

"	徳 本 巽	松山市竹原二丁目 9 番 4 号
監 事	清 水 良 雄	松山市清住二丁目1094番地 2
"	一 色 政 則	松山市高岡町674番地
"	一 色 幸 徳	松山市北斎院町262番地 9
"	梅 木 静 男	松山市生石町167番地 2

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	横 田 祐 享	松山市山西町540番地
"	一 色 通	松山市南斎院町1278番地
"	松 友 和 廣	松山市生石町404番地
"	清 水 俊 弘	松山市高岡町605番地
"	烏 谷 育 宏	松山市北斎院町708番地 1
"	関 谷 文 夫	松山市南斎院町1047番地
"	関 谷 省 三	松山市南吉田町908番地
"	川 崎 俊 一	松山市南吉田町1502番地
"	森 山 邦 雄	松山市別府町458番地 9
"	菅 敏 雄	松山市南江戸二丁目 7 番33号
"	栗 原 文 生	松山市別府町796番地
"	林 盛 一	松山市生石町154番地
監 事	一 色 政 則	松山市高岡町674番地
"	一 色 幸 徳	松山市北斎院町262番地 9
"	清 水 良 雄	松山市清住二丁目1094番地 2
"	徳 本 巽	松山市竹原二丁目 9 番 4 号

○愛媛県告示第558号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市水泥町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成27年 4月28日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	永 田 哲 哲	松山市水泥町1111番地
"	相 原 秀 夫	松山市水泥町1141番地
"	柴 田 隆	松山市水泥町887番地
"	野 村 賢 一	松山市水泥町676番地
"	渡 部 秋 男	松山市水泥町1025番地
"	小 島 敏 弘	松山市水泥町1073番地
"	青 木 敬	松山市水泥町1128番地
監 事	永 田 俊 誠	松山市水泥町1157番地
"	土 居 正 之	松山市水泥町1181番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	永 田 哲 哲	松山市水泥町1111番地
"	重 松 秀 治	松山市水泥町1121番地 1
"	柴 田 隆	松山市水泥町887番地
"	野 村 賢 一	松山市水泥町676番地

"	相原 秀夫	松山市水産町1141番地
"	小島 敏弘	松山市水産町1073番地
"	青木 敬	松山市水産町1128番地

監事	永田 俊誠	松山市水産町1157番地
"	永田 庄二	松山市水産町1020番地

○愛媛県告示第559号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成27年 4月28日

愛媛県中予地方局長 藤井 晃一

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
27中局建（開）第2号 平成27年 4月17日	伊予市米湊字西窪1095番、1096番、1098番、1099番1、1099番3	松山市古川北四丁目8番27号 株式会社共栄建設 代表取締役 山本 澄雄 松山市道後湯之町15番5号 エイルヴィラプレステージ道後303号 井上 哲朗

○愛媛県告示第560号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、三崎町土地改良区の定款の変更を認可した。

平成27年 4月28日

愛媛県南予地方局長 稲田 洋一郎

○愛媛県告示第561号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年 4月28日

愛媛県知事 中村 時広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員	延長	備考
一般国道	380号	喜多郡内子町大平1264番から 同町大平1261番2まで	旧	メートル 5.4～8.0	キロメートル 0.050	
			新	5.4～16.9	0.050	

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年 4月28日

愛媛県知事 中村 時広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成27年 4月15日	NPO法人 えひめ中小企業支援協会	服部 豊正	松山市大可賀2丁目1番28号アイテムえひめ307号	この法人は、地域における中小企業や個人事業主、NPO法人に対して、行政並びに大学等の教育機関、商工業団体、各種市民団体等と連携しつつ、様々な支援活動、すなわち経営全般の普及啓発、教育、指導事業、技術支援等を行い、中小企業経営や個人事業主、NPO法人の活性化と新しい事業の創出等に取り組み、ついでには公益の増進と地域経済活動の活性化、まちづくりに寄与することを目的とする。

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則12-67

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年 4月28日

愛媛県人事委員会委員長 宇都宮 嘉忠

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則（愛媛県人事委員会規則12-33）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（条例第3条第3号イの人事委員会規則で定める場合）</p> <p>第3条 条例第3条第3号イの人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) 条例第3条第3号イに規定する当該子について、<u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園における保育又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等による保育の利用を希望し、申込みを行っている場合であって、当該子の1歳到達日後の期間について、当面その実施が行われないとき。</u></p> <p>(2) 省略</p>	<p>（条例第3条第3号イの人事委員会規則で定める場合）</p> <p>第3条 条例第3条第3号イの人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) 条例第3条第3号イに規定する当該子について、<u>保育所における保育の実施</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____を希望し、申込みを行っている場合であって、当該子の1歳到達日後の期間について、当面その実施が行われないとき。</p> <p>(2) 省略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会告示

○愛媛県人事委員会告示第4号

平成27年職種別民間給与実態調査を次のとおり実施するので、愛媛県統計調査条例（平成20年愛媛県条例第68号）第3条第2項の規定により告示する。

平成27年4月28日

愛媛県人事委員会

委員長 宇都宮 嘉 忠

- 1 調査の目的
地方公務員の給与を民間の従業員の給与と比較検討するための基礎資料の作成
- 2 調査対象の範囲
県内の企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の事業所
- 3 報告を求める事項
 - (1) 事業所に関すること。
 - (2) 給与制度に関すること。
 - (3) 従業員の給与に関すること。
 - (4) 採用に関すること。
 - (5) その他勤務条件に関すること。
- 4 報告を求める事項の基準となる期日
平成27年4月分の最終給与締切日
- 5 報告を求める者
2に該当する事業所のうち無作為に抽出されたもの
- 6 報告を求めために用いる方法
実地調査
- 7 報告を求める期間
平成27年5月1日（金）から同年6月18日（木）まで